



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔その他告示〕

- 輸出貨物が核兵器等の開発等のため
に用いられるおそれがある場合を定
める省令別表第六号の規定により經
済産業大臣が告示で定める化學物質
の開発又は製造及び宇宙に関する研
究を廢止する件（経済産業一三六）
 - インバランスリスク単価等を定める
告示の一部を改正する告示

〔省令〕

目次

- 飲用乳の表示に関する公正競争規約
の一部変更を認定した件
(公正取引委・消費者庁一二)
○令和四年七月十日執行の参議院比例

- 代表選出議員の選挙における参議院
名簿届出政党等に係る欠員による繰
上補充による当選人の住所及び氏名
に関する件（中央選挙管理会二五）

○令和六年十月二十七日執行の衆議院
比例代表選出議員選挙東北選挙区に
おける衆議院名簿届出政党等に係る
欠員による繰上補充による当選人の
住所及び氏名に関する件（同二六）

○国立大学法人法第二十一条の九第二
項の規定に基づき、同条第一項の承
認をした国立大学法人を告示する件
（文部科学七四）

○環境負荷低減事業活動の促進及びそ
の基盤の確立に関する基本的な方針
の一部を改正する件

（農林水産一四五）

○Bureau Veritas SAから登録事項の
変更の届出があつた件

（国土交通八八五）

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償
を行う期間及び損失補償申請書を提
出すべき時期を定める件
（防衛二一五）

○土地収用法の規定に基づき事業の認
定をした件（中国地方整備局六六）

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事
項の一部に変更があつたことの告示
（茨城県公安委七〇）

—

—

- 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の一部を改正する件

(農林水産一四一五)

○Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があつた件

(国土交通八八五)

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件

(防衛一一五)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (中国地方整備局六六)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (茨城県公安委七〇)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (岐阜県公安委一二三)

〔法規的告示〕

- 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の一部を改正する件

(農林水産一四一五)

○Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があつた件

(国土交通八八五)

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件

(防衛二一五)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(中国地方整備局六六)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示

(茨城県公安委七〇)

六

五

九

三

- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたこととの告示（滋賀県公安委二九）
 - 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたこととの告示（滋賀県公安委一四）
 - 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたこととの告示（京都府公安委一四一）
 - 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたこととの告示（大阪府公安委一三〇）
 - 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたこととの告示（兵庫県公安委一九一）

官厅

諸事項

公告

- 裁判所** 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第三条第二項の規定関係
会社その他 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

省令

法規的告示

○經濟産業省令第六十一号
輸出貨物が該兵器等の開発等のため用ひられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する

省令を次の通り定める。

令和七年九月十八日

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）を次の表のように改正する。

その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件)の一部を次のように改正する。

別表	一 削る	五 (略)	改 正 後
別表	一 五 (略)	六 化 物 質 の 開 発 若 しく は 製 造 (經 濟 產 業 大 臣 が 告 示 で 定 め る もの を 除 く) , 微 生物 若 しく は 毒 素 の 開 發 等, 口 ケ ット 若 しく は 無 人 航 空 機 (本 則 第 一 号 に 規 定 す る 核 兵 器, 軍 用 の 化 學 製 劑 若 しく は 細 菌 製 劑 若 しく は こ れ ら の 散 布 の た め の 裝 置 を 運 搬 す る こ と が 可 能 な も の であ つ て そ の 射 程 若 しく は 航 續 距 離 が (三 百 キ ロ メ ー トル 以 上 の も の を 除 く) の 開 發 等 又 は 宇 宙 に 關 する 研 究 (經 濟 產 業 大 臣 が 告 示 で 定 め る も の を 除 く) であ つ て, 軍 若 しく は 國 防 に 關 する 事 務 を つか さ ざ る 行 政 機 関 が 行 う も の 若 しく は こ れ ら の 者 か ら 委 託 を 受 け て 行 う こ と が 明 ら か に さ れ て い る も の 。	改 正 前

1
（施行期日）
この省令
附則

1 この省令は、令和七年十月九日から施行する。

○經濟産業省令第六十一号　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
本則の表改正後欄第九条第二項第八号中「電機通信」を「電気通信」に改め、同項第十四号中「輸出令別表第三掲げる」を「輸出令別表第三に掲げる」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則

改 正 後

改 正 前
(賦課金の特例に係る製造業以外の業種に
係る倍数)

○経済産業省告示第百三十六号
輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定
により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成十三年経済
産業省告示第七百六十一号）は、令和七年十月八日限り廃止する。

○令和七年九月十八日

○経済産業省告示第百三十七号
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二
号）第四条第一項の規定に基づき、インバランスリスク単価等を定める告示（平成二十四年経済産業
省告示第二百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十八日

経済産業大臣　武藤　容治

通商産業大臣　武藤　容治

備考 表中の「」の記載は注記である。	空港その他の飛行場
石垣空港（沖縄県石垣市）	「略」
	「略」
新石垣空港（沖縄県石垣市）	「同上」

○公正取引委員会
消費者庁告示第一号

不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第二百二十四号）第二百二十六条第一項の規定に基づき、飲用乳の表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第六十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

消費者庁長官 堀井奈津子

一 全国飲用牛乳公正取引協議会（委員長 八尾文一郎）の申請に係る飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年八月二十日付けで認定した。

二 規約に係る事業の種類

規約に係る飲用乳の製造又は販売業

三 規約の内容
規約の内容を別記のとおり変更する。

四 認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更是、不正景品類及び不当表示防止法第三十六条第一項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記 飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

(一) 更後部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

(二) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

変更後	変更前
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第134号）第36条第1項の	(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不正景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第134号）第31条第1項の

の使用に係る原単位の平均である〇・六一に八を乗じて得た四・九六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三七で除して得た三十七分の四百九十六とする。

の使用に係る原単位の平均である〇・六五に八を乗じて得た五・一を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・三八で除して得た三十八分の五百一十とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。
(適用)

2 この告示による改正後のインバランスリスク単価等を定める告示第一条の規定は、この告示の施行における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百八号）第二十七条第一項の規定による認定の申請について適用する。

そ の 他 告 示

規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。）第2条第3項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分3.0%以上の成分を含有するものをいう。

2 この規約で「特別牛乳」とは、乳等命令第2条第4項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5%以上及び乳脂肪分3.3%以上の成分を含有するものをいう。

3 この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等命令第2条第9項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。

4 この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等命令第2条第10項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%以上1.5%以下の成分を含有するものをいう。

5 この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等命令第2条第11項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%未満の成分を含有するものをいう。

6 この規約で「加工乳」とは、乳等命令第2条第12項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。

規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条第3項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分3.0%以上の成分を含有するものをいう。

2 この規約で「特別牛乳」とは、乳等省令第2条第4項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5%以上及び乳脂肪分3.3%以上の成分を含有するものをいう。

3 この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等省令第2条第8項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。

4 この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等省令第2条第9項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%以上1.5%以下の成分を含有するものをいう。

5 この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等省令第2条第10項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%未満の成分を含有するものをいう。

6 この規約で「加工乳」とは、乳等省令第2条第11項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。

7 この規約で「乳飲料」とは、乳等命令第2条第42項に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0%以上の成分を含有するものをいう。

8 この規約で「常温保存可能品」とは、乳等命令別表二(二)(1)2に規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものをいう。

9・10 (略)

7 この規約で「乳飲料」とは、乳等省令第2条第41項に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0%以上の成分を含有するものをいう。

8 この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令別表二(二)(1)3 aに規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。

9・10 (略)

附 則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○中央選挙管理会告示第一五五号

公職選挙法（昭和11十五年法律第百号）第百一条の二の二第一項及び第二項の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選舉における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和七年九月十八日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆
参議院名簿届出政党等の名称 富山県富山市上赤江町二丁目九番六号 上野 ほたる
日本維新の会

令和七年九月十八日 当選人の住所 富山県富山市上赤江町二丁目九番六号 上野 ほたる

令和七年九月十八日 当選人の氏名

令和七年九月十八日 中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

衆議院名簿届出政党等の名称 山形県山形市鈴川町一丁目三番一号 原田 和広

令和七年九月十八日 当選人の住所 山形県山形市鈴川町一丁目三番一号 原田 和広

令和七年九月十八日 当選人の氏名

○文部科学省告示第七十四号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十一号）第百十一條の九第一項の規定に基づき、次の国立大学法人につき運営方針会議を置くことについての承認をしたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日 文部科学大臣 阿部 俊子

名 称	承 認 年 月 日
国立大学法人筑波大学	令和七年八月二十一日

○農林水産省告示第千四百十五号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十五条第四項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和四年農林水産省告示第千四百十一号）の一部を次のように改正し、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年九月十八日 農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに代する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになります。

改 正 後	改 正 前
<p>第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資の特例に係る措置</p> <p>法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第1項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たつての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。</p> <p>（認定農林漁業者への措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条） ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第1項及び第2項） ・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第1項及び第2項） ・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条） ・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第27条） <p>（認定基盤確立事業者への措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第41条） ・新事業活動促進資金の貸付適用 <p>その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫</p>	<p>第六 その他環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する重要事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 融資の特例に係る措置</p> <p>法第26条に規定する認定農林漁業者及び法第40条第1項に規定する認定基盤確立事業者については、法及び各種資金要綱に基づき、下記の融資の特例措置が講じられている。これらは、環境負荷の低減に必要な機械や施設等の導入に当たつての資金の確保に資するものであることから、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等と連携し、これらの特例措置が円滑に活用されるよう努めるものとする。</p> <p>（認定農林漁業者への措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業改良資金の償還期限の延長（法第23条） ・林業・木材産業改善資金の償還期間の延長（法第24条第1項及び第2項） ・沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に基づく経営等改善資金の償還期間の延長（法第25条第1項及び第2項） ・畜産経営環境調和推進資金の貸付適用（法第26条） ・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第27条） <p>（認定基盤確立事業者への措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等持続的供給促進資金の貸付適用（法第41条） ・新事業活動促進資金の貸付適用 <p>その際、国及び基本計画を作成している地方公共団体は、株式会社日本政策金融公庫その他各地域の金融機関等との連携に当たり、株式会社日本政策金融公庫</p>

<p>等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ESGを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるESG地域金融の取組の推進に努めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ESGを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるESG地域金融の取組の推進に努めるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

附 則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十九号)の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。

○国土交通省告示第八百八十五号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五条の七十、第二十九条ノ三第二項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)第十九条の十五第三項(同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)において運用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第二項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項(同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)において運用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十八日 国土交通大臣 中野 洋昌

Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

(一) 横浜事務所の変更

(二) 事業所の所在地の変更

変更前	神奈川県横浜市中区日本大通7番地 日本大通7ビル8階
変更後	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号 みなとみらいグランドセントラルタワー11階

(二) 変更年月日 令和七年九月十六日

○防衛省告示第一百五十五号

自衛隊法施行規則(昭和二十九年総理府令第四十号)第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年九月十八日 防衛大臣 中谷 元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域 和北道日高郡新ひだか町静内浦	令和七年六月一日から同年九月二十五日まで	令和七年九月二十六日から同年十二月二十五日まで

(令和七年防衛省告示第一百五十五号)

○中国地方整備局告示第十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」といふ)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

中国地方整備局長 杉中 洋一

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 一般国道179号改築工事(はわいバイパス・鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸地内から同町田後字堀地内まで)並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸、字新田、字西屋敷、字前更、字二ノ堀及び字堀地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第1号の要件への適合性

「一般国道179号改築工事(はわいバイパス)並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」(以下「本件事業」という。)は、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字二ノ大河下地内の田後西交差点から同町はわい長瀬字高浜地内のはわいインターチェンジまでの延長2.51kmの区間を全体計画区間(以下「本件区間」という。)とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道179号改築工事」(以下、「本体工事」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体工事の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従前の機能を維持するための

付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する農業用道路、用水路及び排水路に関する事業に該当する(以下これらを「関連事業」という。)。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間は、道路法第13条第1項の指定区间外の区間であり、また、起業者である鳥取県は同法第74条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条の規定による交付決定を受けていることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ていることなどから、起業者は、これを遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道179号(以下「本路線」という。)は、兵庫県姫路市を起点とし、岡山県津山市を経由して、鳥取県東伯郡湯梨浜町に至る延長約154kmの主要幹線道路である。

鳥取県内における本路線は、山陰地方における大動脈である山陰道と本路線との接続部が位置する沿岸部の湯梨浜町、鳥取県中部の中心都市であり県立美術館が開館したばかりの倉吉市、ラドン温泉で有名な三朝温泉が位置し岡山県境に接する三朝町を南北に結ぶ幹線道路として、鳥取県中部地域の物流や観光を支えるとともに、住民の暮らしを支える生活道路として通勤・通学などに幅広く利用されている。

しかしながら、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後地内の田後西交差点から同町久留地内の湯梨浜町役場入口交差点までの約1,800mの区間(以下「現道」という。)は、地域内交通と通過交通が輻輳しており、路肩幅員が狭く歩道幅員も狭小なうえ、切り下げが多く歩行者同士のすれ違いが困難な区間が存在するなど、車両の安全かつ円滑な交通及び歩行者・自転車の安全な通行が十分に確保されていない状況にある。

また、現道のうち湯梨浜町田後地内の田後西交差点からはわい温泉入口交差点までの区間は、商業施設や金融機関等が立地している状況の中で5箇所の信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。令和6年11月に起業者が実施した渋滞長調査によるところ、午前のピーク時には、わい温泉入口交差点を先頭に上り線（西方向）で最大渋滞長370m、最大通過時間約4分、午後のピーク時には、田後東交差点を先頭に下り線（東方向）で最大渋滞長380m、最大通過時間約4分がそれぞれ確認されている。

さらに、わい温泉入口交差点から終点側に向かって約600mにわたり、歩道幅員が道路構造令の最小値を下回り、かつ沿道施設進入のために11箇所の切り下げが設けられているなど平坦性に乏しい区間が存在し、現道において交通事故が多数発生している一因と考えられる。

本件事業の完成により、現道における通過交通等を本件区間が担うことから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、いずれも法令に定められた基準等を満足するとされている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として指定されているヒメビシ、準絶滅危惧として指定されているミズマツバ、「鳥取県希少野

生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）」により希少野生動植物に指定され「レッドデータブックととり2022」（以下、「県RDB」という。）により絶滅危惧Ⅱ類に指定されているセキショウモのほか、県RDBに掲載されるが情報不足とされているフサモの一種が確認されている。本件事業がこれらの種に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生育環境が広く残されることなどから、影響はない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で、特別な措置を講ずべき重要種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所確認されているが、湯梨浜町教育委員会と協議のうえ、試掘調査を行ったところ、埋蔵文化財は存在せず、工事実施には支障がない旨の回答を得ている。今後、現地において未知の埋蔵文化財が確認された場合は、湯梨浜町教育委員会と協議し、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、令和元年9月13日に都市計画決定され、令和4年11月15日に変更決定された都市計画と、路肩等の幅員及び交差点形状を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、できるだけ早期にその緩和を図るとともに、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を確保する必要があると認められる。

また、鳥取県中部の1市4町の首長や議長等で構成する中部地区行政振興協議会等から、本件事業の早期完成を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の第2項の規定による図面の縦覧場所 烏取県東伯郡湯梨浜町役場

○茨城県公安委員会告示第七十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があつたので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

茨城県公安委員会委員長 白川 洋子
特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前 指定の期限 令和七年九月二十一日まで
変更後 指定の期限 令和七年十一月二十一日まで

1 特定抗争指定暴力団等
令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号に係る特定抗争指定暴力団等（糸井會）

変更前 指定の期限 令和七年九月二十一日まで
変更後 指定の期限 令和七年十一月二十一日まで

○岐阜県公安委員会告示第十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第一項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があつたので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

岐阜県公安委員会委員長 林 正子
特定抗争指定暴力団等

令和六年八月一日岐阜県公安委員会告示第十一号に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前 指定の期限 令和七年九月二十一日まで
変更後 指定の期限 令和七年十一月二十一日まで

指定期限 令和七年十一月二十一日まで

労 働

最低賃金の改正決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月18日

岐阜労働局長 原田 浩一

第4号中「1時間1,001円」を「1時間1,065円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号）の一部を次のように

に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月18日

愛知労働局長 小林 洋子

第4号中「1時間1,077円」を「1時間1,140円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和55年香川労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月18日

香川労働局長 友住弘一郎

第4号中「1時間970円」を「1時間1,036円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和7年9月1日付で指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和7年9月18日

国土交通大臣 中野 洋昌

四国地方整備局 土佐国道事務所	岐阜県	愛知県	愛知県	行測量及び調査を行つた者の名前 名前を行つた者の名前	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行つた地域
四国地方整備局長	岐阜県知事	愛知県知事	愛知県知事	行測量及び調査を行つた者の名前 名前を行つた者の名前	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行つた地域
一般国道55号 成道路工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	岐阜県知事	岐阜県知事	岐阜県知事	行測量及び調査を行つた者の名前 名前を行つた者の名前	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行つた地域
一般国道55号 成道路工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	岐阜県知事	岐阜県知事	岐阜県知事	行測量及び調査を行つた者の名前 名前を行つた者の名前	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行つた地域
一般国道55号 成道路工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	岐阜県知事	岐阜県知事	岐阜県知事	行測量及び調査を行つた者の名前 名前を行つた者の名前	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行つた地域

四国地方整備局長	四国地方整備局長	四国地方整備局長	四国地方整備局長	四国地方整備局長
四国地方整備局 務所北陸河川国道事務所	北陸地方整備局長	四国地方整備局 務所徳島河川国道事務局	四国地方整備局 務所四国河川国道事務局	四国地方整備局 務所四国河川国道事務局
岐阜県	岐阜県	宮城県	宮城県	宮城県
岐阜県	岐阜県	宮城県	宮城県	宮城県
岐阜県	岐阜県	宮城県	宮城県	宮城県

公 告

諸 事 項

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第3条第2項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月18日

国土交通大臣 中野 洋昌

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第3条第1項第1号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、令和7年9月19日から令和8年9月18日までの間、当該工作物を同項第1号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番2に所在する木造平屋建の建築物二棟及びこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対し審査請求することができます。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第4040号

仙台市宮城野区福室6丁目15番33号

申立人 佐藤麻紀子

本籍宮城県仙台市太白区西の平1丁目46番地34、最後の住所茨城県つくばみらい市谷井田1360番地6、死亡の場所茨城県つくばみらい市、死亡年月日令和6年6月5日、出生の場所栃木県那須郡川西町、出生年月日昭和11年4月1日、職業無職

被相続人 亡 山内 昭

茨城県土浦市文京町1番9号吉原ビル2F

相続財産清算人 弁護士 石山ありさ

催告期間満了日 令和8年4月3日

水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第20075号

申立人 国

本籍群馬県伊勢崎市八寸町5161番地、最後の住所群馬県伊勢崎市八寸町5161番地、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和5年7月23日、出生の場所群馬県佐波郡東村、出生年月日昭和30年6月18日、職業不詳

被相続人 亡 塩島 慎一

群馬県高崎市金古町1221番地 弁護士法人龍馬ぐんま事務所

相続財産清算人 弁護士 畑 雄気

催告期間満了日 令和8年4月1日

前橋家庭裁判所

令和7年(家)第117号

山形県上山市長清水1丁目16番20号

申立人 船山 賢一

本籍山形県上山市鶴脛町字元城内49番地、最後の住所埼玉県入間郡越生町大字成瀬270番地10、死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所山形県南村山郡上山村、出生年月日昭和16年7月21日、職業無職

被相続人 亡 船山 榮二

事務所埼玉県川越市元町1丁目9番19 川越元町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 拓耶

催告期間満了日 令和8年4月10日

さいたま家庭裁判所飯能出張所

令和7年(家)第7327号

静岡県磐田市国府台3番地1

申立人 磐田市長 草地 博昭

本籍兵庫県神戸市灘区水道筋1丁目36番地1、最後の住所名古屋市昭和区鶴舞2丁目15番21号カレッジスクエア鶴舞205号、死亡の場所名古屋市昭和区、死亡年月日令和4年12月1日から10日までの間、出生の場所静岡県磐田市、出生年月日昭和36年8月12日、職業不詳

被相続人 亡 武野 信行

事務所名古屋市中区錦1丁目13番26号 名古屋伏見スクエアビル4階 もみのき・友近法律事務所

相続財産清算人 弁護士 友近 直寛

催告期間満了日 令和8年4月8日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第20277号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

申立人 株式会社三井住友銀行

本籍東京都江東区毛利1丁目6番地2、最後の住所埼玉県三郷市小谷堀75番地1、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所東京市深川区、出生年月日昭和15年4月10日、職業無職

被相続人 亡 大隅 隼男

埼玉県越谷市赤山本町4番1号ヨネビルディング7階

相続財産清算人 横家 豪

催告期間満了日 令和8年4月10日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第90577号

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目15番9号岩崎吉祥寺ビル3階

申立人 公益財団法人武蔵野市福祉公社

本籍東京都新宿区揚場町9番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目6番14-204号市営住宅2号館、死亡の場所東京都福生市、死亡年月日令和7年4月18日、出生の場所東京府北多摩郡武蔵野町、出生年月日昭和17年8月15日、職業無職

被相続人 亡 泉 久子

事務所東京都立川市曙町2-31-15日住金立川ビル6階 弁護士法人福澤法律事務所立川支所

相続財産清算人 弁護士 池浦 慧

催告期間満了日 令和8年4月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第80234号

埼玉県上尾市大字原市275番地3

申立人 本田 宗平

本籍埼玉県上尾市大字原市12番地、最後の住所埼玉県上尾市大字原市12番地3、死亡の場所埼玉県本庄市、死亡年月日令和5年2月16日、出生の場所埼玉県上尾市、出生年月日昭和27年3月14日、職業不明

被相続人 亡 坂本 泰昭

事務所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-40-1 PR Sビル3階C号室 一宮法律事務所

相続財産清算人 弁護士 貞松 宏輔

催告期間満了日 令和8年4月10日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第321号

神奈川県横浜市青葉区すすき野1丁目1番地1ガーデンハイツあざみ野2-205

申立人 斎木 賢二

本籍東京都江東区毛利1丁目6番地2、最後の住所埼玉県三郷市小谷堀75番地1、死亡の場所千葉県流山市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所東京市深川区、出生年月日昭和15年4月10日、職業無職

被相続人 亡 大隅 隼男

埼玉県越谷市赤山本町4番1号ヨネビルディング7階

相続財産清算人 横家 豪

催告期間満了日 令和8年4月10日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第7154号

茨城県桜川市曾根406番地

申立人 古木 弘明

本籍茨城県桜川市岩瀬176番地、最後の住所川崎市川崎区宮前町7番1号第2三光荘、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日推定令和6年9月20日、出生の場所茨城県西茨城郡岩瀬町、出生年月日昭和27年9月26日、職業不明

被相続人 亡 太田 昭男

川崎市幸区柳町21番1号スペース川崎402号瀬沼法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀬沼 一成

催告期間満了日 令和8年4月3日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第5119号

埼玉県久喜市南栗橋11丁目10番地8

申立人 加藤千鶴子

本籍神奈川県横須賀市浦賀5丁目8番地、最後の住所神奈川県横須賀市浦賀5丁目5番3号、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日推定令和7年3月7日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和35年1月6日、職業無職

被相続人 亡 内田 善教

事務所神奈川県横須賀市汐入町2丁目8番地4YSKビル4階

相続財産清算人 弁護士 廣瀬 和之

催告期間満了日 令和8年4月6日

横浜家庭裁判所横須賀支部

令和 7 年 (家) 第 2127 号
 富山県砺波市宮沢町 1 番 51 号 アイビジョン
 2-A となみ野法律事務所
 申立人 菅 健太郎
 本籍富山県小矢部市蓑輪 3366 番地 2、最後の住所富山県砺波市宮沢町 1 番 51 号 アイビジョン 2-A、死亡の場所富山県砺波市、死亡年月日令和 7 年 6 月 20 日、出生の場所富山県砺波郡石動町、出生年月日昭和 20 年 8 月 7 日、職業無職
 被相続人 亡 作田 俊彥
 事務所富山県砺波市宮沢町 1 番 51 号 アイビジョン 2-A となみ野法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 菅 健太郎
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 13 日
 富山家庭裁判所高岡支部
令和 7 年 (家) 第 7095 号
 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2688 番地 4
 申立人 高野 哲浩
 本籍長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 597 番地 18、最後の住所長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 597 番地 18、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和 5 年 2 月 21 日、出生の場所長野県下高井郡中野町、出生年月日昭和 22 年 11 月 9 日、職業無職
 被相続人 亡 柳沢 孝一
 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2688 番地 4
 相続財産清算人 司法書士 高野 哲浩
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 3 日
 長野家庭裁判所
令和 7 年 (家) 第 5048 号
 長野県上田市上田原 805 番地 倉沢司法書士事務所
 申立人 司法書士 倉澤健太郎
 本籍長野県上田市上丸子 1013 番地、最後の住所長野県上田市上丸子 1013 番地、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和 6 年 2 月 14 日、出生の場所東京府北多摩郡府中町、出生年月日昭和 13 年 11 月 30 日、職業無職
 被相続人 亡 翠川 忠宏
 事務所長野県上田市上田原 805 番地
 相続財産清算人 司法書士 倉澤健太郎
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 28 日
 長野家庭裁判所上田支部
令和 7 年 (家) 第 20162 号
 浜松市中央区早馬町 2 番地の 6 弁護士法人柴田・中川法律特許事務所浜松事務所
 申立人 三和田健介

本籍静岡県浜松市中央区元城町 117 番地 18、最後の住所浜松市浜名区都田町 7555 番地の 47 都ケアセンター、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和 6 年 11 月 10 日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和 11 年 12 月 27 日、職業無職
 被相続人 亡 土屋 千馬
 浜松市中央区早馬町 2 番地の 6 弁護士法人柴田・中川法律特許事務所浜松事務所
 相続財産清算人 弁護士 三和田健介
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 24 日
 静岡家庭裁判所浜松支部
令和 7 年 (家) 第 7454 号
 名古屋市中区丸の内 3 丁目 5 番 10 号 名古屋丸の内ビル 4 階
 申立人 弁護士法人名城法律事務所
 本籍名古屋市中区大須 3 丁目 32 番地、最後の住所名古屋市天白区平針 4 丁目 407 番地、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日令和 3 年 3 月 15 日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和 21 年 9 月 25 日、職業無職
 被相続人 亡 織田 芳孝
 事務所名古屋市中村区名駅 3 丁目 26 番 19 号 名駅永田ビル 5 階 清水綜合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 棚村 知弘
 催告期間満了日 令和 8 年 5 月 1 日
 名古屋家庭裁判所
令和 7 年 (家) 第 7481 号
 名古屋市北区山田町 1 丁目 14 番 34 号
 申立人 久光 明
 本籍名古屋市北区上飯田北町 4 丁目 14 番地 1、最後の住所名古屋市北区上飯田北町 4 丁目 14 番地の 1、死亡の場所名古屋市北区、死亡年月日令和 7 年 4 月 19 日頃、出生の場所名古屋市西区、出生年月日昭和 30 年 3 月 24 日、職業不明
 被相続人 亡 野々垣正幸
 事務所名古屋市中区丸の内 3-6-41 A M ビル 10 階 阪野公夫法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山口 大悟
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 28 日
 名古屋家庭裁判所
令和 7 年 (家) 第 80772 号
 大阪府寝屋川市成田東が丘 19 番 9 号
 申立人 嶋田 隆雄
 本籍大阪府寝屋川市小路北町 1237 番地 2、最後の住所大阪府寝屋川市小路北町 18 番 23 号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日推定令和 7 年 1 月 2 日、出生の場所大阪府寝屋川市、出生年月日昭和 44 年 5 月 9 日、職業不明
 被相続人 亡 仁多 雅史

大阪市中央区高麗橋 2-4-6 大拓ビル 11505 号
 相続財産清算人 弁護士 中津慶太郎
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 30 日
 大阪家庭裁判所
令和 7 年 (家) 第 80895 号
 大阪市東淀川区淡路 5 丁目 18 番 7 号
 申立人 尾崎 邦夫
 本籍大阪府大阪市東淀川区淡路 5 丁目 130 番地、最後の住所大阪市東淀川区淡路 5 丁目 18 番 7 号、死亡の場所大阪府大阪市東淀川区、死亡年月日令和 7 年 3 月 9 日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和 35 年 7 月 29 日、職業無職
 被相続人 亡 川野 和久
 大分県豊後大野市三重町市場 1281 番地 2
 相続財産清算人 司法書士 宗岡 明成
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 10 日
 大分家庭裁判所佐伯支部
令和 7 年 (家) 第 30128 号
 宮城県黒川郡大郷町大松沢字漆原前 23 番地の 1
 申立人 村井 鳩
 本籍宮城県黒川郡大郷町大松沢字漆原前 23 番地 1、最後の住所宮城県黒川郡大郷町大松沢字漆原前 23 番地の 1、死亡の場所宮城県黒川郡大郷町、死亡年月日令和元年 6 月 10 日頃、出生の場所宮城県志田郡三本木町、出生年月日昭和 43 年 12 月 17 日、職業会社員
 被相続人 亡 村井 保弘
 仙台市青葉区二日町 12 番 21 号 アークオフィスビル 4 階 桔梗法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 安本 裕典
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 14 日
 仙台家庭裁判所
令和 7 年 (家) 第 7039 号
 福島県会津若松市門田町大字中野字屋敷 38 番地
 申立人 和田 明夫
 本籍福島県会津若松市門田町大字中野字屋敷 38 番地、最後の住所福島県会津若松市門田町大字年貢町字大道東 459 番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和 7 年 5 月 20 日、出生の場所福島県会津若松市、出生年月日昭和 40 年 3 月 12 日、職業無職
 被相続人 亡 和田 隆一
 福島県会津若松市中央 2 丁目 9 番 18 号
 相続財産清算人 司法書士 水戸 篤
 催告期間満了日 令和 8 年 4 月 30 日
 福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第30212号

千葉県柏市柏708番地
申立人 松田正一郎
本籍千葉県柏市塚崎1311番地68、最後の住所千葉県柏市塚崎1311番地68、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年11月1日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和32年5月8日、職業会社員
被相続人 亡 平野 鉄次
事務所千葉県松戸市松戸1847 日暮ビル402
ななつぼし法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鎌木 崇史
催告期間満了日 令和8年5月1日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第90660号

東京都調布市布田1丁目43番地3 調布オリエンタルマンション302号
申立人 平柳 陽一
本籍東京都調布市国領町5丁目23番地8、最後の住所東京都調布市東つつじヶ丘2丁目27番地5グループホームドリームライフ、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年5月29日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日大正13年8月24日、職業無職
被相続人 亡 山田 初枝
事務所東京都渋谷区神南1丁目22番8号5階
弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉木 聰一
催告期間満了日 令和8年4月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7081号

東京都港区北青山3丁目2番5号
申立人 株式会社エボルゾーン
本籍東京都品川区中延5丁目1368番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区千代田5丁目10番6号ドムス千代田203、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和6年12月1日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和30年2月21日、職業不明
被相続人 亡 井上 薫
神奈川県相模原市南区相模大野3丁目25番6号 野村ビル5階細貝総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 細貝 健大
催告期間満了日 令和8年4月2日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第15107号

新潟市西区内野町432-5 市営内野駅前住宅62号
申立人 幸田 清子
本籍新潟県佐渡市梅津2332番地3、最後の住所新潟市西区寺尾東1丁目5番26号、死亡の場所新潟県新潟市西区、死亡年月日令和7年2月5日、出生の場所新潟県佐渡郡新穂村、出生年月日昭和27年1月30日、職業無職
被相続人 亡 長嶋 一雄
事務所新潟市中央区学校町通一番町12番地市役所前ビル6階 新潟つばさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石井 正人
催告期間満了日 令和8年4月3日
新潟家庭裁判所

令和7年(家)第15135号

新潟市中央区南浜通一番町373番3
申立人 チサンマンション南浜管理組合法人
本籍新潟県新潟市中央区南浜通一番町373番地3、最後の住所新潟市中央区南浜通一番町373番地3 チサンマンション南浜406号、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日平成28年10月6日、出生の場所新潟県南蒲原郡中之島村、出生年月日昭和17年12月11日、職業無職
被相続人 亡 高橋 征子
事務所新潟市中央区南浜通1番町364番地風間・三科法律事務所
相続財産清算人 三科 俊
催告期間満了日 令和8年4月3日
新潟家庭裁判所

令和7年(家)第9764号

石川県金沢市小将町3番8号
申立人 弁護士法人兼六法律事務所
本籍石川県白山市宮永市町434番地5、最後の住所石川県白山市宮永市町434番地5、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年5月11日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和10年8月25日、職業不明
被相続人 亡 山田 浩一
事務所石川県金沢市小将町3番8号 弁護士法人兼六法律事務所
相続財産清算人 弁護士 太田 圭一
催告期間満了日 令和8年4月10日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第5077号

福井市大手3丁目2番18号
申立人 福井県農業協同組合
本籍福井県吉田郡永平寺町東古市第10号16番地、最後の住所福井市二の宮2丁目2番17号リバティ二の宮101号、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和2年12月24日、出生の場所福井県吉田郡永平寺町、出生年月日昭和37年10月18日、職業不明
被相続人 亡 藤井 英二
福井市大手2丁目20番12号 大手ビル3階
井花法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井花 正伸
催告期間満了日 令和8年4月7日
福井家庭裁判所

令和7年(家)第399号

愛知県一宮市下沼町4丁目26-3
申立人 浅井 剛
本籍三重県伊賀市西明寺755番地、最後の住所岐阜市茜部本郷2丁目124番地2フリーライフ翔V A号室、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所三重県阿山郡中瀬村、出生年月日昭和23年9月30日、職業不明
被相続人 亡 西田 義昭
事務所岐阜県瑞穂市穗積1465-3 グリーンハイツ1階102 堀田暁之法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀田 暁之
催告期間満了日 令和8年4月1日
岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第781号

岐阜県瑞浪市土岐町2282
申立人 只腰 正知
本籍岐阜県瑞浪市土岐町3005番地5、最後の住所岐阜県瑞浪市土岐町3005番地5、死亡の場所岐阜県瑞浪市、死亡年月日令和6年7月21日、出生の場所岐阜県揖斐郡揖斐町、出生年月日昭和2年12月9日、職業無職
被相続人 亡 鵜飼 智子
岐阜県瑞浪市寺河戸町1090-3 ブランシュラピース503号室 パーク法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 友美
催告期間満了日 令和8年3月27日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和7年(家)第20150号

浜松市浜名区小林1325番地の2
申立人 鈴木 富江
本籍静岡県伊東市銀座元町157番地、最後の住所浜松市浜名区於呂4201番地の12天竜厚生会厚生寮、死亡の場所静岡県浜松市浜名区、死亡年月日令和7年3月17日、出生の場所神奈川県足柄下郡真鶴町、出生年月日昭和40年4月13日、職業無職
被相続人 亡 野田 浩
浜松市中央区上島4丁目5番5号モンフレール103上島法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩田 祐志
催告期間満了日 令和8年4月15日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第80952号

大阪市西成区岸里1丁目5番20号
申立人 大阪市西成区保健福祉センター所長
本籍兵庫県神戸市垂水区西舞子3丁目2番、最後の住所大阪市西成区岸里2丁目3番33-802号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和4年10月12日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和22年5月15日、職業無職
被相続人 亡 倉光 富男
大阪市北区天神橋3-1-35南森町岡藤ビル403号室
相続財産清算人 弁護士 服部 弘
催告期間満了日 令和8年5月1日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80979号

大阪市中央区備後町2丁目2番1号
申立人 株式会社りそな銀行
本籍大阪府八尾市老原7丁目7番地、最後の住所大阪府八尾市志紀町南3丁目173番地グランコート志紀101号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和6年4月18日、出生の場所大阪府南河内郡志紀村、出生年月日昭和22年8月10日、職業不詳
被相続人 亡 吉村 院司
大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル5階501号室
相続財産清算人 弁護士 門林 俊夫
催告期間満了日 令和8年5月1日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81042号

大阪府門真市月出町24番19号

申立人 加藤 昌彦

本籍大阪府門真市打越町376番地2、最後の住所大阪府門真市向島町1番5号、死亡の場所大阪府門真市、死亡年月日令和6年12月30日頃、出生の場所和歌山県西牟婁郡佐本村、出生年月日昭和11年10月13日、職業個人事業主

被相続人 亡 加藤 清

大阪市中央区北浜1丁目1番30号リバーピュー北浜10階

相続財産清算人 弁護士 白井啓太郎

催告期間満了日 令和8年5月7日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1090号

大阪府枚方市西禁野2丁目13-6-3

申立人 植村 仁

本籍奈良県大和高田市大字野口436番地、最後の住所奈良県大和高田市大字野口436番地、死亡の場所奈良県大和高田市、死亡年月日令和6年9月12日、出生の場所奈良県北葛城郡陵西村、出生年月日昭和18年2月25日、職業無職

被相続人 亡 植村 元昭

奈良市西大寺南町1番17号西田ビル204号室
奈良西大寺法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 和宏

催告期間満了日 令和8年4月15日

奈良家庭裁判所葛城支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第95号

松江市南田町62番地6 パラディーゾビル3階
弁護士法人山陰リーガルクリニック

申立人 和久本 光

本籍島根県安来市清瀬町271番地、最後の住所島根県安来市清瀬町271番地、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日平成31年3月20日、出生の場所島根県能義郡伯太町、出生年月日昭和27年8月25日、職業会社員

被相続人 亡 山本 朋義

催告期間満了日 令和8年4月6日

松江家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出でください。

令和7年(家)第341号

広島県広島市安佐南区山本8丁目13-7-4

申立人 下川千代子

本籍広島県山県郡安芸太田町大字坪野910番地、最後の住所広島県広島市安佐南区山本8丁目13番7-4号

不在者 平元 優

昭和28年11月18日生

届出期間満了日 令和8年1月5日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第153号

青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃館字前田170

申立人 阿保 久藏

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃館字池田12番地1、最後の住所青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃館字前田170

不在者 阿保カツエ

昭和20年6月23日生

届出期間満了日 令和8年1月5日

青森家庭裁判所五所川原支部

令和7年(家)第30153号

神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町1-27-14

申立人 二宮 鈴子

本籍宮城県角田市枝野字前原65番地、最後の住所群馬県富岡市七日市861

不在者 遠藤 哲夫

昭和5年5月16日生

届出期間満了日 令和8年1月5日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第6595号

東京都台東区雷門2丁目16番6-405号グラソコピエ浅草雷門

申立人 程田 喜広

本籍東京都墨田区立花5丁目74番地、最後の住所不明

不在者 海老原勝男

昭和19年3月22日生

届出期間満了日 令和8年1月6日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第826号

石川県かほく市内高松末100番地1

申立人 江上 雅宏

本籍石川県かほく市内高松末100番地1、最後の住所石川県かほく市内高松末100番地1

不在者 江上 緑

昭和15年6月11日生

届出期間満了日 令和8年1月5日

金沢家庭裁判所

令和7年(家)第1240号

愛知県瀬戸市宮里町50番地

申立人 青山 君代

本籍愛知県瀬戸市宮里町50番地、最後の住所愛知県瀬戸市宮里町50番地

不在者 青山 秀樹

昭和18年10月10日生

届出期間満了日 令和8年1月19日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第2393号

大阪市中央区十二軒町7番11号パークハイツ503

申立人 細野 智美

国籍韓国、最後の住所大阪市中央区十二軒町7番11号パークハイツ503

不在者 李 哲蘭

西暦1957年10月11日生

届出期間満了日 令和8年1月6日

大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第243号

本籍栃木県小山市大字島田408番地、最後の住所栃木県小山市大字島田408番地

不在者 山口 周夫

昭和40年3月31日生

令和7年8月26日失踪宣告審判確定

宇都宮家庭裁判所栃木支部裁判所書記官

令和6年(家)第9794号

本籍鹿児島県いちき串木野市羽島974番地、最後の住所不明

不在者 萬造寺松太郎

明治16年2月15日生

令和7年9月4日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第291号

国籍韓国、最後の住所長野市大字北長池1364番地3

不在者 金 千秋

西暦1961年5月11日生

令和7年9月2日失踪宣告審判確定

長野家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第14号

本籍石川県金沢市栗崎町3丁目168番地1、最後の住所大阪府豊中市浜1丁目13番5号

不在者 池田 孝治

昭和7年2月13日生

令和7年9月4日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第226号

本籍兵庫県西宮市小松南町3丁目3番、最後の住所兵庫県西宮市小松南町3丁目3番37号

不在者 川井 旭

昭和58年3月18日生

令和7年9月4日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第10号

本籍長崎県諫早市西栄田町19番地54、最後の住所長崎県諫早市西栄田町19番地54

不在者 堀口 巖

昭和22年7月27日生

令和7年8月23日失踪宣告審判確定

長崎家庭裁判所諫早出張所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(家)第2号

岐阜市日野南5丁目7番1号

申立人 藤沢工業株式会社

代表者代表取締役 藤沢 克浩

権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月29日

令和7年9月1日 岡山簡易裁判所

(別紙) 目 錄

約束手形 1通

手形番号 B B 70098

金額 991,540円

支払期日 令和7年6月20日

支払地 岡山市

支払場所 株式会社中国銀行小橋支店

振出日 令和7年3月14日

振出地 岡山市中区桜橋1丁目3番26号

振出人 株式会社山陽ファニチャー 代表取締役 金谷 政彦

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

青森県八戸市大字田面木字山道下タ6番地1
ディアスB棟202号室

申立人 新岡 孝也

権利の届出の終期 令和7年8月22日

令和7年8月26日 青森簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 東津軽郡平内町大字小湊字新道46番189
山林 378平方メートル

(2)登記年月日番号 青森地方法務局昭和6年5月
8日受付第847号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 永小作権設定

原因 昭和6年5月8日設定

小作料 1反歩につき1年玄米2斗

支払期 每年11月20日

存続期間 20年

永小作権者 青森市大字浦町字橋本321番地
河村 諭一

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第6205号

神奈川県川崎市麻生区上麻生3-13-1-409、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区桜丘町23番17号 シティコート桜丘408号室

債務者 サスティナブル・テクノロジー株式会社

代表者代表取締役 緒方 四郎

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 北 祥子

4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6284号

東京都大田区鶴の木2丁目26番7号

債務者 株式会社アラキエンジニアリング
代表者代表取締役 荒木 祐之

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本澤 順子
4 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6329号

東京都港区麻布十番3丁目4番6号 阪妻ビル1階

債務者 株式会社ふぐ武
代表者代表取締役 梅原 明美

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿部真理子
4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第124号

富士市婦中町速星369の1番地

債務者 有限会社岡村製作所
代表者代表取締役 岡村 清

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 廣野 聰
4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日前10時

富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第87号

福岡県飯塚市吉原町11番4号

債務者 永嶋商事株式会社
代表者代表取締役 永嶋 誠一

1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西村 尚志

4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日前10時

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第479号

熊本市中央区九品寺1丁目16番8号

債務者 GOOSE株式会社
代表者代表取締役 松尾 錠二

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 丸住 朋枝
4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日前11時30分

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第6326号

神奈川県厚木市旭町4丁目18番29号

債務者 ネオクリティケア製薬株式会社
代表者代表取締役 ブラシャント・シャルマ

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横山兼太郎
4 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日前2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1481号

東京都府中市宮町2丁目16番14号魚喜ビル302

債務者 株式会社ジェイエムティー

代表者代表取締役 高橋 淳一

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 掛川 亜季
4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1518号

東京都東久留米市幸町3丁目8番12号

債務者 株式会社フェリアース
代表者代表取締役 金井 秀幸

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 島 弘毅

4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月24日前11時

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第282号

静岡県駿東郡清水町長沢246番地の3

債務者 有限会社東海機販

代表者代表取締役 宮武 直美

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 本多 裕子

4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月12日前1時30分

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第117号

青森県弘前市大字青山1丁目19番地2

債務者 株式会社フライハイト

代表者代表取締役 武田 悠希

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小笠原大記

4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日前2時

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第104号

富山県南砺市福光新町12番地

債務者 有限会社ジョアンナ

代表者代表取締役 中田 文司

1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 片岡 長司

4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日前10時35分

富山地方裁判所高岡支部

<p>令和7年(フ)第558号 埼玉県入間市東町7丁目1番10号 債務者 有限会社功輝 代表者代表取締役 佐藤 功 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗山 美香 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時40分 　　さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第55号 熊本県八代市八幡町8番1号 債務者 有限会社宮崎工業所 代表者代表取締役 宮崎 義治 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠山 真浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時 　　熊本地方裁判所八代支部</p> <p>令和7年(フ)第1633号 札幌市中央区南2条西10丁目1000番24号 T AKE TOビル2階 債務者 合同会社OLIVE Tree 代表者代表社員 梶谷万里華 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 哲志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前11時 　　札幌地方裁判所民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第4107号 大阪市天王寺区国分町5番6号エヌズビル3階 債務者 株式会社健理 代表者代表取締役 馬場 尊 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朴 泰翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時40分 　　大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第4108号 大阪市港区弁天1丁目2番2-700号 債務者 株式会社こなか 特別代理人 井上 周一 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊島ひろ江 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時50分 　　大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第74号 福岡県飯塚市本町16番8号 債務者 有限会社田原商会 代表者代表取締役 田原 宗夫 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時30分 　　福岡地方裁判所飯塚支部民事部</p> <p>令和7年(フ)第1507号 横浜市南区蒔田町字谷戸966番地1サン コーポ蒔田A504 債務者 合同会社原田屋 代表者代表社員 原田 正好 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋川 真二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時10分 　　横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第199号 沖縄県那覇市久茂地3丁目25番地5 債務者 合同会社一二二一 代表者代表社員 溝口 拓郎 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾辻 克敏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時 　　那覇地方裁判所民事第3部</p> <p>令和7年(フ)第1347号 さいたま市北区別所町105番地2 債務者 有限会社P'b'—factory 代表者代表取締役 齋藤 裕子</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳沢 里美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午前11時30分 　　さいたま地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第108号 滋賀県東近江市東中野町4番13号 債務者 株式会社MKR 代表者代表取締役 中村真里佳 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後1時20分 　　大津地方裁判所彦根支部</p> <p>令和7年(フ)第584号 埼玉県富士見市鶴馬1丁目7番地10-502 債務者 FOUR LAND株式会社 代表者代表取締役 陳野 浩巳 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 康久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後3時50分 　　さいたま地方裁判所川越支部</p> <p>令和7年(フ)第1320号 東京都豊島区西池袋2丁目36番1-407号 債務者 株式会社バードン・ワイヤー 代表者代表取締役 松元 良 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大里 定則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前10時30分 　　岐阜地方裁判所高山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第539号 東京都豊島区南大塚3丁目12番11号 債務者 株式会社ハルワ 代表者代表取締役 長谷川 輝 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪下 六代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時15分 　　岐阜地方裁判所高山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第144号 茨城県つくばみらい市富士見ヶ丘1-12-11、住民票上の住所東京都港区芝浦2丁目17番13-507号 債務者 堀 新 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 環 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月15日午後2時20分 　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係</p>
---	--	--

令和7年(フ)第4133号	大阪府東大阪市長田中1-4-17長田センタービル602 債務者 株式会社要総テクノス 代表者代表取締役 井上 智博 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 紗子 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4135号	奈良県大和高田市大字市場547番地15 債務者 株式会社井上企画 代表者代表取締役 井上 智博 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 紗子 大阪地方裁判所第6民事部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第984号	仙台市泉区泉中央3丁目37番地の7 スカイヒルズS T 406 債務者 佐野 拓也 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 賢治 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第159号	三重県鈴鹿市長澤町1186番地、住民票上の住所三重県鈴鹿市長澤町769番地の1 債務者 羽田 一豊 1 決定年月日時 令和7年9月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 大河

令和7年(フ)第4 8 号	4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第8 8 号	福岡県飯塚市吉原町11番4号 債務者 永鳴 誠一 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 尚志 4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和7年(フ)第6 1 4 号	北九州市小倉南区津田新町1丁目18番33号 債務者 板倉 真司 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上地 和久 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第4 9 号	秋田県大館市比内町扇田字中島本道端132番地7 債務者 山神 正子 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 謙治 4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第4 5 6 号	兵庫県西宮市上甲子園2-3-33-303、住民票上の住所兵庫県尼崎市下坂部4丁目3番20号 債務者 浅井佐知子
令和7年(フ)第9 4 号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植木 亮 4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月4日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第6 1 1 号	秋田県横手市十文字町字大道東15番地22 債務者 柿崎亜希子 1 決定年月日時 令和7年9月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河村 憲史 4 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第2 2 0 号	群馬県前橋市下細井町548番地21 債務者 宮原 勝之 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 浩暉 4 破産債権の届出期間 令和7年10月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第1 4 9 号	茨城県筑西市田宿174番地2 債務者 加藤木百合子 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 大樹 4 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第1 7 5 6 号	横浜市瀬谷区阿久和東2丁目47番地6 ナザレ館105 債務者 市川 敏成(従前の氏名李鐘敏) 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山村 健一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1490号 東京都八王子市諏訪町35番地11 債務者 米山 昭二 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 智明 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月12日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第312号 静岡県裾野市葛山60番地の4 債務者 半田 凌 1 決定年月日時 令和7年9月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉山 成一 4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第1499号 東京都福生市武蔵野台1丁目19番地8 メルベーユ306号室 債務者 佐々木俊彦 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩井 婦妃 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月19日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1539号 東京都立川市砂川町8丁目68番地の4パークハイム砂川201号 債務者 金田康太郎 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 明子 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月20日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上石 奈緒 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月12日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第1482号 東京都府中市宮町1丁目11番地の4イプセ府中1301 債務者 高橋 淳一 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 掛川 亞季 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月17日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第83号 栃木県足利市山下町1258番地5 債務者 権田登志也 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第99号 栃木県足利市堀込町2809番地 みなみグリーンハイツ307 債務者 新井智恵子 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 宇都宮地方裁判所足利支部							

令和7年(フ)第1372号
埼玉県上尾市浅間台3丁目28番地6 シティハイムアサマ201、旧住所埼玉県上尾市大字上1737番地4 グランハイムHAYASHI 205
債務者 佐藤 浩司
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1385号
さいたま市中央区本町東7丁目9番2号 与野ハイツ
債務者 小林 康浩
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1407号
埼玉県朝霞市岡2丁目1番19号 アップルハウス207
債務者 猪狩 寛光
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1497号
さいたま市西区大字土屋543番地2 アビニオン202
債務者 山崎 友美
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1500号
埼玉県上尾市愛宕1丁目15番5号 メイプル
ハウス205
債務者 菅波 英嗣
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1509号
埼玉県新座市栄5丁目1番29号
債務者 押谷 隆司
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1510号
さいたま市浦和区元町1丁目21番7-205号
債務者 塩野 嘉輝
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1512号
埼玉県川口市大字安行原2762番地の10
債務者 友寄紀美子
1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1526号
さいたま市北区植竹町2丁目69番地 植竹団
地D-613
債務者 黒川 紗希

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1535号

埼玉県久喜市青葉2丁目9番地 県営久喜青葉団地11棟315号
債務者 吉村 孝治

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1537号

さいたま市北区日進町2丁目1129番地
債務者 坂本 篤史

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1537号

さいたま市桜区大字下大久保1130番地7 レオパレスリバーヴィレッジA306
債務者 関戸 工視

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1551号

さいたま市桜区大字下大久保1130番地7 レオパレスリバーヴィレッジA306
債務者 関戸 工視

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第371号

埼玉県三郷市彦成3丁目11番10-601号
債務者 嶋峨 典晃

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第372号

埼玉県三郷市彦成3丁目11番10-601号
債務者 嵐嶋加奈子

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第373号

埼玉県三郷市彦成3丁目11番10-601号
債務者 嵐嶋 健太

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第547号

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸2丁目16番26号
フォーチュントミー301
債務者 佐藤 紀行

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第19号

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄222番地 小沢
原第1団地7号
債務者 今井 守男

1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和7年(フ)第1513号	埼玉県桶川市鴨川1丁目10番8号 メゾンペルV-102号 債務者 佐藤 邦洋 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1833号	名古屋市西区児玉3丁目7番18号 ニューイエスト児玉503号 債務者 山下 志努 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1898号	愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川93番地 サングリーンハイツ103号 債務者 飯田 俊雷 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1912号	愛知県春日井市割塚町12番地 アビタシオン割塚3-E 債務者 平光 利江 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2039号	名古屋市中村区稲葉地町8丁目1番地 県営稲葉地住宅1棟403号 債務者 木村まなみ

1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2064号 名古屋市瑞穂区平郷町2丁目2番地の9 シャトル山貴203号 債務者 田島 勇 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第287号 岡山県倉敷市浜ノ茶屋1丁目2番48号 債務者 上坂 千春 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第200号 長崎県長崎市田中町170番地36 矢上ハイツ105 債務者 藤本 昌勝 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第3500号 大阪府摂津市別府1丁目14番18-102号 ダイキハイム摂津 債務者 田原 健二 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分	令和7年(フ)第3778号 大阪市西成区津守1丁目6番31号 債務者 小倉 維新 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分	令和7年(フ)第239号 北海道旭川市末広東2条8丁目1番8号 債務者 山中 光枝 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午後1時20分	令和7年(フ)第6119号 東京都練馬区南田中5丁目25-17-104 債務者 六ツ崎知信 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月13日午前11時30分
1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前11時30分	令和7年(フ)第6120号 東京都足立区大谷田5丁目5-18-204 第二青山マンション 債務者 田中 真吾 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午後2時

令和7年(フ)第6196号 東京都清瀬市中里3丁目909-103 債務者 近森恵美子 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6256号 東京都足立区青井6丁目11-2 債務者 小川未喜男 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6126号 東京都品川区旗の台2丁目8-6-703 債務者 佐藤 有子 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6224号 東京都目黒区東が丘1丁目21-15 東が丘荘 債務者 渡邊 美和 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6258号 東京都江戸川区船堀1丁目1-2-418 債務者 嘉手納智三 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6183号 東京都板橋区本町11-9-102 債務者 篠輪 修一 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第6225号 東京都大田区西六郷4丁目17-2-302 債務者 平林 慧悟 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3677号 大阪府枚方市三栗2丁目18番7号 債務者 吉澤あずみ 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月14日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年12月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3970号 大阪府豊中市小曾根2丁目16番8-107号、 前住所大阪府豊中市若竹町1丁目15番24号 債務者 芝 明日香 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第6227号 東京都北区赤羽西3丁目9-5-101 債務者 菅原 幸喜 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3780号 大阪府大東市氷野4丁目3番20号 ディア コート氷野301号 債務者 川畑 美菜(旧姓渡邊) 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6191号 東京都足立区竹の塚1丁目38-10-401 債務者 宮崎香代子(旧姓吉野) 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第6227号 東京都北区赤羽西3丁目9-5-101 債務者 菅原 幸喜 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4154号 大阪市東住吉区杭全1丁目16番13号 リツツ 東住吉 403号 債務者 杉元千恵子(旧姓中村) 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6193号 東京都板橋区弥生町69-3-703 債務者 高城 香月 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第6227号 東京都北区赤羽西3丁目9-5-101 債務者 菅原 幸喜 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3780号 大阪府大東市氷野4丁目3番20号 ディア コート氷野301号 債務者 川畑 美菜(旧姓渡邊) 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	4 免責意見申述期間 令和7年11月7日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6193号 東京都板橋区弥生町69-3-703 債務者 高城 香月 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第6194号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都板橋区上板橋3丁目22-6-402 債務者 青木 郁香	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6197号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都世田谷区下馬2丁目33-4-412 債務者 五十嵐勝彦	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6230号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都大田区西蒲田3丁目3-4-101 債務者 蛇塚 輝之	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6232号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都杉並区下高井戸4丁目31-17-203 債務者 寺戸 優香	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6255号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都足立区谷中2丁目13-11-105 債務者 小林 正仁	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6287号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
埼玉県坂戸市泉町11-13-1 債務者 鈴木沙緒莉	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6288号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都足立区島根2丁目8-7-101 債務者 橋本 君子	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月11日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6192号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都江戸川区西瑞江3丁目3-94-205 債務者 千葉 寻子	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6295号	1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
東京都新宿区北山伏町1-30-406 債務者 高橋 萌恵	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2078号	1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
埼玉県久喜市久喜中央1丁目9番3-607号 破産者 富永 肇	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで 5 免責審尋期日 令和7年11月18日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第145号	破産手続終結及び免責許可決定
愛知県豊川市久保町社地7番地の23 破産者 後藤 恒久	1 決定年月日 令和7年9月5日 2 主文 本件破産手続を終結する。
長野県東筑摩郡山形村10番地2 破産者 古畑 勝	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第61号	名古屋地方裁判所豊橋支部
群馬県北群馬郡棟東村山子田2536-1 柳沢 宿舎1-303(住民票上の住所)千葉県木更津市請西南5丁目16番地10 ガーデニア請西 103、開始決定時の住所埼玉県和光市広沢1-13-102(開始決定時の旧住所)千葉県袖ヶ浦市長浦駅前1丁目1番地2 1006号 破産者 川俣 美則	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。
岐阜県揖斐郡池田町八幡1018番地の1、前住所岐阜県羽島市上中町長間1631番地7 (前々住所)名古屋市中村区宿跡町1丁目86番地の1(レオパレスエローラキトウ305号) 破産者 石井 努	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第226号	岐阜地方裁判所松本支部
岐阜県揖斐郡池田町八幡1018番地の1、前住所岐阜県羽島市上中町長間1631番地7 (前々住所)名古屋市中村区宿跡町1丁目86番地の1(レオパレスエローラキトウ305号) 破産者 石井 努	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。
岐阜市津島町4丁目63番地(第2松原マンション306号室)、開始決定時の住所岐阜市手力町15番12号 破産者 藤野 知子	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第298号	岐阜地方裁判所
岐阜市津島町4丁目63番地(第2松原マンション306号室)、開始決定時の住所岐阜市手力町15番12号 破産者 藤野 知子	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。
岐阜市津島町4丁目63番地(第2松原マンション306号室)、開始決定時の住所岐阜市手力町15番12号 破産者 藤野 知子	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第2031号	岐阜地方裁判所
埼玉県川口市大字安行慈林833番地の6、旧住所埼玉県川口市西青木4丁目6番33-207号ルネサンス川口青木町公園 破産者 大淵 武士	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。
岐阜市津島町4丁目63番地(第2松原マンション306号室)、開始決定時の住所岐阜市手力町15番12号 破産者 藤野 知子	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第6191号	岐阜地方裁判所
東京都足立区谷中2丁目13-11-105 債務者 小林 正仁	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。

令和6年(フ)第758号 大阪府箕面市牧落2丁目20番32号 破産者 片山 大起 1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで 2 一般調査期日 令和7年10月28日午前11時40分 令和7年9月9日 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第925号 島根県松江市玉湯町湯町283番地、開始決定時大阪府東大阪市未広町21番7号 破産者 本山 嶽三 1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 2 一般調査期日 令和7年11月21日午前10時40分 令和7年9月8日 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第2217号 兵庫県尼崎市西立花町2丁目16番6号 パロス立花303、開始決定時大阪市北区天満2丁目13番3-902号 破産者 池内 優成 1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟県見附市本所1丁目3番5号 メゾンドシュシュβ204号室	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口市阿知須4749番地5、前住所山口市阿知須4752番地1、前々住所山口市阿知須625番地2	1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 2 一般調査期日 令和7年12月18日午前10時 令和7年9月5日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第4861号 大阪府東大阪市小阪本町1丁目2番15-304号 破産者 今田 正彦 1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所民事部破産係	1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 2 一般調査期日 令和7年12月18日午前10時 令和7年9月5日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第5865号 兵庫県尼崎市瓦宮1丁目14番12号、開始決定時兵庫県尼崎市若王寺3丁目17番3号 破産者 洲崎 浩二	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 決定年月日 令和7年9月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 2 一般調査期日 令和7年12月8日午前11時 令和7年9月8日 福岡地方裁判所飯塚支部民事部
令和6年(フ)第70号 福井市みのり3丁目29番11号 破産者 堀江 健夫 1 決定年月日 令和7年9月9日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 決定年月日 令和7年9月9日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 決定年月日 令和7年9月9日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで 2 一般調査期日 令和7年11月13日午後1時30分 令和7年9月8日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第33号 静岡市清水区清水町9番6号、開始決定時の住所静岡市清水区下野東4番6号 破産者 伴野 友貴			

令和7年(フ)第1056号
さいたま市中央区大戸4丁目26番13号
破産者 高橋 直樹
1 破産債権の届出期間 令和7年10月9日まで
2 一般調査期日 令和7年12月1日午後2時
令和7年9月8日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第19号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字ハマ11番地42
破産者 青木 繁伸
1 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで
2 一般調査期日 令和7年12月17日午前10時
令和7年9月8日 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第107号
徳島県徳島市南矢三町3丁目7番9-202号
イータウン矢三 1棟
破産者 藤川 美佳
1 破産債権の届出期間 令和7年10月10日まで
2 一般調査期日 令和7年12月1日午前10時30分
令和7年9月8日 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第257号
埼玉県越谷市東越谷2丁目2番地9 レトア
B棟102
破産者 池ノ谷勇気
1 破産債権の届出期間 令和7年10月17日まで
2 一般調査期日 令和7年12月12日午前10時20分
令和7年9月8日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第125号
香川県高松市東山崎町746番地5 アプリ
コット1 105
破産者 平田 正憲
1 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで
2 一般調査期日 令和7年12月10日午後4時
令和7年9月9日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第316号
愛媛県松山市上高野町79番地
破産者 オリタ総業株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年10月24日まで
2 一般調査期日 令和7年12月8日午後2時15分
令和7年9月9日 松山地方裁判所民事部

令和5年(フ)第194号
新潟県長岡市曲新町1丁目2番21号
破産者 中島 孝雄
1 破産債権の届出期間 令和7年11月4日まで
2 一般調査期日 令和7年12月4日午前10時50分
令和7年9月9日
新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第26号
新潟県見附市新町2丁目8番22号
破産者 宮島 成行
1 破産債権の届出期間 令和7年11月7日まで
2 一般調査期日 令和7年12月9日午前11時40分
令和7年9月9日
新潟地方裁判所長岡支部破産係
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第18号
宮崎県日南市吾田東9丁目5番7号
破産者 蛭原美佳子
異議申述期間 令和7年10月21日まで
令和7年9月9日 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第25号
宮崎県日南市吾田東1丁目6番20号
破産者 鬼塚 孝則
異議申述期間 令和7年10月21日まで
令和7年9月9日 宮崎地方裁判所日南支部
令和7年(フ)第450号
埼玉県所沢市中新井5丁目7番16号
破産者 桐田 剛
異議申述期間 令和7年10月27日まで
令和7年9月8日
さいたま地方裁判所川越支部
免責許可申立てに関する意見申述期間
令和7年(フ)第52号
広島県尾道市防地町23-2、住民票上の住所
宮崎県宮崎市大字赤江1276番地3
破産者 郡山 昭太
免責意見申述期間 令和7年11月7日まで
令和7年9月8日 広島地方裁判所尾道支部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2060号
東京都港区愛宕2丁目5番1号
清算株式会社 株式会社A-Digital
代表清算人 紫牟田慶輝
1 決定年月日 令和7年9月1日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第5号
東京都大田区田園調布5丁目53番16号
清算株式会社 石丸商店株式会社(旧株式会社デフィ)
代表清算人 石丸 良弘
1 決定年月日 令和7年9月1日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所
特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第2038号
東京都千代田区麹町3丁目3番地 KDX麹町ビル4階
清算株式会社 株式会社正学社
代表清算人 上野 安夫
1 決定年月日 令和7年9月3日
2 主文 次の協定を認可する。
協定
第1 通則
1 利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権者から、協定債権のうち、令和7年1月2日以降の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
2 弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第2 弁済及び免除
1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後1ヵ月以内に、特別清算申立日時点の資産である100万円を各協定債権者の債権額按分にて弁済する。
2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に對し、必要な費用を控除した残額を弁済する。

この場合、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続き開始

令和7年(再イ)第81号
埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地(前住所)
北海道千歳市平和防衛省所有無番地
再生債務者 高橋 直也
1 決定年月日 令和7年9月4日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第3号
兵庫県尼崎市長洲中通1丁目1番5号ラ・
フォンテ尼崎駅前502号
再生債務者 OZAKI. M. CO こと 尾崎
仁美
1 決定年月日 令和7年9月4日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年9月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月2日から令和7年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年(再ロ)第1号
北海道苦小牧市ウトナイ北7丁目3番7号
再生債務者 福澤 恒司
1 決定年月日 令和7年9月5日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年9月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年10月10日から令和7年10月17日まで
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(再イ)第3号

山口県長門市深川湯本10607番地4

再生債務者 磯村塾こと 松谷 一国

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月9日から令和7年10月16日まで

山口地方裁判所萩支部

令和6年(再イ)第24号

沖縄県那霸市西3丁目8番30-503号 エレガンティみよし

再生債務者 橋本 健

- 1 決定年月日時 令和7年9月4日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月16日から令和7年10月23日まで

那霸地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第379号

東京都昭島市福島町1-11-15-202

再生債務者 五十川 剛

- 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月17日から令和7年11月7日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第130号

神戸市須磨区清水台1番地の9 アルテピアⅢ番街1-1311号

再生債務者 一瀬 俊也

- 1 決定年月日時 令和7年9月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月10日から令和7年10月24日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第82号

岡山市南区福田104番地6

再生債務者 川田 晋

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月23日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第21号

岩手県花巻市松園町385番地12

再生債務者 工藤 聖

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後4時45分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年11月4日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(再イ)第373号

東京都江戸川区西葛西6-28-20-308

再生債務者 郡司 利徳

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年11月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第382号

東京都日野市万願寺6-24-15

再生債務者 武部 宏之

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年11月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第63号

新潟市西区上新栄町2丁目11番6号

再生債務者 小林 康子

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年11月10日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第64号

新潟市北区三軒屋町2番18号

再生債務者 金田 勝臣

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年10月27日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第11号

石川県加賀市潮津町1イ121番地（従前の住所）

石川県加賀市潮津町1イ13番地4

再生債務者 東出 航志

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで

金沢地方裁判所小松支部

令和7年(再イ)第23号

長野県安曇野市豊科5175番地1

再生債務者 田中 和樹

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月20日から令和7年10月27日まで

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第80号

京都府宇治市菟道大垣内16番地の25

再生債務者 杉山みゆき

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月23日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第291号

大阪市天王寺区大道3丁目3番6号 フォーチュン天王寺202号

再生債務者 藤井 勇太

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第310号

大阪府八尾市明美町2丁目3番16号 ヘーベルブランドール202号

再生債務者 藤澤 恒典

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第337号

大阪府八尾市東山本町7丁目2番4-608号

再生債務者 真鳥 康太

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第350号

大阪市福島区福島5丁目6番38-203号

再生債務者 鮫島 真人

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第361号

大阪府高槻市城南町4丁目8番20号

再生債務者 植田 晋平

- 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第80号 広島市中区東平塚町8番7-303号 再生債務者 栄喜 亮次 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月10日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年（再イ）第2号 秋田県大館市清水1丁目2番38-2号 再生債務者 近藤 学 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 秋田地方裁判所大館支部
令和7年（再イ）第91号 広島市南区比治山本町16番56-201号 再生債務者 石田 一葉 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで 広島地方裁判所民事第4部	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲15番地	令和7年（再イ）第16号 佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲15番地 再生債務者 大園 弘 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第10号 新潟県村上市南町2丁目6番37号 再生債務者 貝沼 裕方 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	令和7年（再イ）第17号 佐賀県伊万里市黒川町小黒川340番地2 再生債務者 枝嶋 哲郎 1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第12号 福岡県飯塚市鯨田2525番地46 再生債務者 横畠 翔太 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部	令和7年（再イ）第37号 熊本県宇城市小川町北小野1091番地6 再生債務者 中村 雅晴 1 決定年月日時 令和7年9月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第9号 福岡県大牟田市浜田町20番地8 再生債務者 小島 公之 1 決定年月日時 令和7年9月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月21日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年10月28日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和7年（再イ）第2号 岐阜県可児市虹ヶ丘3丁目106番地 再生債務者 谷川 雄介 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 福島地方裁判所
令和7年（再イ）第17号 北海道函館市山の手1丁目4番13-1号 再生債務者 山田 恵美 1 決定年月日時 令和7年9月9日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで 津地方裁判所伊勢支部再生係	1 決定年月日時 令和7年9月9日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで 佐賀県福山市南今津町78番地 ミルピエール 102 再生債務者 三阪 悠	令和7年（再イ）第12号 福岡県豊前市大字塔田82番地5 再生債務者 鈴川 祥太 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 福岡地方裁判所行橋支部再生係
令和7年（再イ）第1号 広島市中区東平塚町8番7-303号 再生債務者 栄喜 亮次 1 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月21日から令和7年11月10日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年9月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年10月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月28日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年（再イ）第21号 佐賀市久保田町大字久富3978番地8 再生債務者 中島 裕之 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第13号 宮城県大崎市古川金五輪2丁目7番64号 再生債務者 浅野慎太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月9日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係	令和6年（再イ）第51号 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目408番地3 コーポかりゆし105 再生債務者 普天間奈々 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 3日まで 令和7年9月5日 那覇地方裁判所民事第3部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 さいたま地方裁判所川越支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 旭川地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第17号 神奈川県足柄上郡松田町松田庶子1510番地2 再生債務者 譲原 誉宜 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第87号 札幌市北区あいの里3条6丁目18番1号 再生債務者 石井 直志 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第19号 福井市月見2丁目5番3号 再生債務者 漆寄 貴史 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 福井地方裁判所	令和7年（再イ）第25号 福井市新田塚2丁目8番26号 再生債務者 北村 貴宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 7日まで 令和7年9月9日 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第21号 神奈川県秦野市羽根112番地の1 カサグランデA 101号 再生債務者 竹田 鉄也 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第6号 福島県会津若松市桧町4番8号 再生債務者 佐藤 勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係	令和7年（再イ）第123号 大阪府守口市金田町2丁目14番16-403号 再生債務者 糸永 安孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第7号 茨城県日立市十王町友部1145番地の1 再生債務者 須田江里子 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月8日 水戸地方裁判所日立支部
令和7年（再イ）第4号 石川県七尾市青葉台町61番地 再生債務者 中村 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第50号 埼玉県ふじみ野市ふじみ野1丁目9番11- 208号（居所）神奈川県横浜市南区薄田町156 森パークマンション204 再生債務者 長谷川由美 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第279号 大阪府東大阪市吉田7丁目5番22号 サニー ハウス 201号 再生債務者 松下 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第6号 新潟県上越市清里区弥生233番地10 再生債務者 荒川 雅弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月8日 新潟地方裁判所高田支部
令和7年（再イ）第24号 佐賀市東与賀町大字飯盛1006番地1 幸昭ハイツB201 再生債務者 小柳 大地 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月9日 金沢地方裁判所七尾支部	令和7年（再イ）第58号 埼玉県ふじみ野市上野台1丁目4番1-1313 号 再生債務者 大好 陸博	令和7年（再イ）第51号 堺市北区常磐町3丁11番地6 ときわハイム 602号 再生債務者 山崎 義幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月 6日まで 令和7年9月8日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第2号 鳥取県倉吉市鴨川町82番地4 市営住宅305 号 再生債務者 吉村 勇弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 29日まで 令和7年9月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部
令和7年（再イ）第24号 佐賀市東与賀町大字飯盛1006番地1 幸昭ハイツB201 再生債務者 小柳 大地 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月 30日まで 令和7年9月9日 佐賀地方裁判所民事部破産係			

<p>令和7年（再イ）第40号 福岡県遠賀郡芦屋町花美坂8番2号 再生債務者 本村 浩幸</p> <ol style="list-style-type: none"> 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月29日 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（再イ）第17号 長崎県長崎市つじが丘4丁目5番26号 再生債務者 長谷川一貴 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月29日 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第14号 熊本市北区植木町山本1434番地2 再生債務者 大石 晃裕 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月29日 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第23号 新潟県長岡市来迎寺2255番地2 ベルフォートA号室 再生債務者 小林 翔 決議に付する再生計画案 令和7年8月22日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月30日 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 	<p>令和7年（再イ）第23号 岡山県浅口郡里庄町大字里見2648番地 再生債務者 森岡 忠司</p> <ol style="list-style-type: none"> 決議に付する再生計画案 令和7年8月28日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月30日 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年（再イ）第42号 北九州市八幡西区陣原3丁目24番11-910号 再生債務者 末永 大輔 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月30日 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（再イ）第56号 広島市東区牛田早稲田3丁目1番6号 再生債務者 深見 駿介 決議に付する再生計画案 令和7年8月29日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月7日 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月7日まで 令和7年9月9日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第11号 宮崎市恒久南2丁目7番地16 再生債務者 三松 幸子 決議に付する再生計画案 令和7年9月2日付け再生計画案 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年10月7日 再生計画案に対する回答期間 令和7年10月7日まで 令和7年9月9日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 	<p>小規模個人再生による再生手続廃止</p> <p>令和7年（再イ）第19号 長崎県長崎市豊洋台2丁目20番20号 再生債務者 柴山 大河</p> <ol style="list-style-type: none"> 主文 本件再生手続を廃止する。 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年9月8日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再ロ）第4号 千葉県習志野市鷺沼4丁目13番14号 再生債務者 前橋 麻実 決定年月日時 令和7年9月8日午後5時 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年（再ロ）第38号 大阪府豊中市栗ヶ丘町13番3号 再生債務者 小倉 靖夫 決定年月日時 令和7年9月8日午後3時 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 再生債権の届出期間 令和7年10月6日まで 一般異議申述期間 令和7年10月14日から令和7年10月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再ロ）第2号 川崎市幸区南幸町2丁目60番地3 プロスペクト川崎 903 再生債務者 新村佳奈子 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月26日付け再生計画案 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 2の書面の提出期間 令和7年9月29日まで 令和7年9月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 	<p>令和7年（再ロ）第1号 岩手県一関市滝沢字藤358番地2 再生債務者 小原 早苗</p> <ol style="list-style-type: none"> 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月20日付け再生計画案 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 2の書面の提出期間 令和7年9月30日まで 令和7年9月9日 盛岡地方裁判所一関支部 令和7年（再ロ）第1号 長野県松本市大字里山辺511番地9 再生債務者 藤澤 厚 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月18日付け再生計画案 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 2の書面の提出期間 令和7年10月3日まで 令和7年9月5日 長野地方裁判所松本支部 令和7年（再ロ）第1号 香川県観音寺市瀬戸町1丁目7番26号 再生債務者 近藤 信寿 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月1日付け再生計画案 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 2の書面の提出期間 令和7年10月7日まで 令和7年9月9日 高松地方裁判所観音寺支部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再ロ）第10007号 東京都町田市南大谷1-17-35 再生債務者 森田 大介 主文 本件再生計画を認可する。 理由の要旨 令和7年8月29までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月8日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再ロ）第5号 埼玉県飯能市南町10番28号 真行坂201 再生債務者 佐々木一史 主文 本件再生計画を認可する。 理由の要旨 令和7年9月3までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年9月8日 さいたま地方裁判所川越支部
---	---	--	---

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第6号

岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号
申立人 岡山県 代表者知事 伊原木隆太
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 神戸市西区神出町小東野58番地の92
所在等不明共有者 佐野シズエ
届出期間満了日 令和7年12月26日
令和7年9月3日 岡山地方裁判所倉敷支部
(別紙) 物件目録
所在 倉敷市玉島黒崎字岡田脇
地番 6242番
地目 山林
地積 3.30平方メートル

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第13号

大阪府池田市姫室町7番18-206号
申立人 村松 育

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪府藤井寺市岡2丁目8番2号
所有者 多田 貞一
届出期間満了日 令和7年10月27日
令和7年9月3日 大阪地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 池田市姫室町
地番 874番9
地目 宅地
地積 130.11平方メートル
2 所在 池田市姫室町874番地9
家屋番号 874番9
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 52.99平方メートル
2階 51.34平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第6号

東京都港区高輪4丁目8番29-302号
申立人 ピークバリュー株式会社
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 宮城県石巻市水明町三丁目6番地25
所有者 斎藤 照子

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年9月3日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録
所在 虹田郡俱知安町字山田
地番 38番42
地目 山林
地積 125平方メートル

令和7年(チ)第10号

福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地
申立人 只見町土地改良区

住所・居所 不明

(最後の住所) 福島県南会津郡明和村大字梁取1864番地
(不動産登記記録上の住所) 福島県南会津郡明和村大字梁取1864番地

所有者 亡井沢痴隆相続財産
届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年9月3日

福島地方裁判所会津若松支部
(別紙) 物件目録

1 所在 南会津郡只見町大字梁取字下川原
地番 47番
地目 田
地積 500平方メートル

令和7年(チ)第4号

栃木県宇都宮市御幸ヶ原町47番地
申立人 有限会社青木養鶏所

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区西荻南三丁目12番12号
所有者 森谷 泰三

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年9月2日 宇都宮地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 芳賀郡芳賀町大字下高根沢字細内
地番 4326番34
地目 山林

地積 201.00平方メートル

2 所在 芳賀郡芳賀町大字下高根沢字細内
地番 4326番147
地目 公衆用道路

地積 24.00平方メートル

令和7年(チ)第4号

東京都品川区東大井1丁目15番19-505号
申立人 坂巻 潤

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中央区銀座四丁目10番14号
所有者 双和興業株式会社

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年9月2日 千葉地方裁判所松戸支部
(別紙) 物件目録

1 所在 流山市東深井字甲

地番 122番5

地目 公衆用道路

地積 4.10平方メートル

2 所在 流山市東深井字甲
地番 123番1

地目 公衆用道路
地積 56平方メートル

令和7年(チ)第9号

沖縄県宮古島市上野字宮国775番地1
申立人 株式会社南西楽園リゾート

代表者 代表取締役 高橋 洋二
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の氏名等) 砂川村214 平良 松

届出期間満了日 令和7年10月31日
令和7年9月2日 那霸地方裁判所平良支部

(別紙) 物件目録

1 所在 宮古島市城辺字友利西島下
地番 539番1
地目 原野
地積 372平方メートル

令和7年(チ)第10号

沖縄県宮古島市上野字宮国775番地1
申立人 株式会社南西楽園リゾート

代表者 代表取締役 高橋 洋二
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の氏名等) 砂川村214 平良 松

届出期間満了日 令和7年10月31日
令和7年9月2日 那霸地方裁判所平良支部

(別紙) 物件目録

1 所在 宮古島市城辺字友利西島下
地番 539番2
地目 原野
地積 47平方メートル

令和7年(チ)第11号

沖縄県宮古島市上野字宮国775番地1
申立人 株式会社南西楽園リゾート

代表者 代表取締役 高橋 洋二
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の氏名等) 34 平良 松

所有者 平良 山

届出期間満了日 令和7年10月31日
令和7年9月2日 那霸地方裁判所平良支部

(別紙) 物件目録

1 所在 宮古島市城辺字砂川東表原
地番 1073番
地目 原野
地積 418平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(子) 第8号

群馬県吾妻郡中之条町大字四万3838番地

申立人 有限会社四万舎

(最後の住所) 群馬県吾妻郡中之条町大字四

万甲3838番地

所有者 亡折田勝美相続財産

届出期間満了日 令和7年11月4日

前橋地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 吾妻郡中之条町大字四万字犬麦平3824

番地10、3838番地1

家屋番号 3824番10

種類 旅館

構造 木造鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付2階建

床面積 1階 283.22平方メートル
2階 193.61平方メートル

地下1階 122.21平方メートル
2階 74.38平方メートル

左記会社は吸收分割して甲は乙の東京都千代田区外神田三丁目一三番五号松井ビル三階における

社交飲食店事業「Che re be l」に関する

権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都渋谷区神宮前一丁目二〇番一四号

(甲) 合同会社プロスペラス

代表社員 下田 真也

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する」とにいたしましたので公告します。

合併公知

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://cybridgegroup.jp/publicnotice/cybridge/

(乙) https://www.navd.co.jp/

令和七年九月十八日

埼玉県新座市栄四丁目二一一四

R e v e メ ネジメント合同会社

代表社員 深澤 亮

DKノア四階

(甲) 株式会社サイブリッジ

代表取締役 水口 翼

K Kテクノロジーズ株式会社

代表取締役 水口 翼

(甲) 株式会社アマネクス

代表社員 矢嶋 孝康

第一ビル四階一〇七 合同会社アマネクス

代表社員 矢嶋 孝康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

埼玉県川口市本町四丁目三番一四号・小峰

第一ビル四階一〇七 合同会社アマネクス

代表社員 矢嶋 孝康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

千葉県印西市草深一三八六一七

合同会社IBC

代表社員 遠田 浩哉

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目六番五号

合同会社横浜ベイホテルマネジメント

代表社員 合同会社REOインベスト

メンツ

職務執行者 成願 隆史

合同会社IBC

代表社員 遠田 浩哉

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目五番八号ボ

ヌール湘南一〇一

c o c o s m i l i n g 合同会社

代表社員 布浦ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都文京区湯島三丁目三六番二号中村ビル三階

システムサポート協同組合

代表理事 原田 武司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

福井市運動公園一丁目三〇六番地

ALTW A合同会社

代表社員 小玉 修平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

南常盤台一〇一号室

Worth Relation合同会社

代表社員 丸目 聖人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都千代田区丸の内二丁目六番五号

合同会社横浜ベイホテルマネジメント

代表社員 合同会社REOインベスト

メンツ

職務執行者 成願 隆史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目五番八号ボ

ヌール湘南一〇一

coco smilin g合同会社

代表社員 布浦ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目五番八号ボ

ヌール湘南一〇一

coco smilin g合同会社

代表社員 布浦ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目五番八号ボ

ヌール湘南一〇一

coco smilin g合同会社

代表社員 布浦ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

神奈川県茅ヶ崎市松が丘二丁目五番八号ボ

ヌール湘南一〇一

coco smilin g合同会社

代表社員 布浦ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更する」とにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日

東京都中央区晴海二一六一三三〇三

合同会社Superior Resolution

代表社員 枝 龍星

組織変更公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十一日であり、組織変更後の商号はランチャーズホールディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
名古屋市昭和区御器所二丁目四番一四号一一
オフィスブライアン合同会社
代表社員 岸田 高明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
大阪市中央区玉造一ー一五ー一二ー二〇三
佳成合同会社
代表社員 李 萍

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
香川県高松市香川町大野一七五三番地一
合同会社エイチケイエス
代表社員 平山 清隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
熊本市東区江津二丁目三三番八三ー三号
合同会社ファンロン
代表社員 長井 和樹

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月十九日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月十八日

群馬県前橋市広瀬町三丁目一八番地一五

ハーモニープール株式会社

代表取締役 市村 均弥

解散公告

当法人は、令和七年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年九月十八日
富山県黒部市三日市三三三六番地
特定非営利活動法人 ideengrow

令和七年九月十八日
富山県黒部市三日市三三三六番地
特定非営利活動法人 ideengrow

令和七年九月十八日
富山県黒部市三日市三三三六番地
特定非営利活動法人 ideengrow

令和七年九月十八日
富山県黒部市三日市三三三六番地
特定非営利活動法人 ideengrow

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万五千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億八千二十万二千四百六十九円減少し金九千九百万円とし、減少額全額を資本準備金に組み入れるものとすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十八日
東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階
株式会社KJホールディングス
代表取締役 戸崎 豊

限定承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
長崎県諫早市高来町三部老二六四番地
有限会社広域運送
代表取締役 緒方 太郎

限定承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
神奈川県横浜市港南区笹下六丁目三七番六号
相続財産清算人 山村 千絵

限定承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
京都府京都市東山区今熊野北日吉町四番地
第一印刷株式会社
代表取締役 小粥 恭之

定期承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
京都府京都市東山区今熊野北日吉町四番地
第一印刷株式会社
代表取締役 小粥 恭之

定期承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
京都府京都市東山区今熊野北日吉町四番地
第一印刷株式会社
代表取締役 小粥 恭之

定期承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
京都府京都市東山区今熊野北日吉町四番地
第一印刷株式会社
代表取締役 小粥 恭之

定期承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
京都府京都市東山区今熊野北日吉町四番地
第一印刷株式会社
代表取締役 小粥 恭之

定期承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
北海道旭川市九条通十二丁目
代表取締役 岛山 好司

定期承認公告

本籍京都府京都市南区八条内田町二四番地、最後の住所群馬県前橋市野中町二八二番地四

右被相続人は令和七年五月二十四日死亡し、その相続人は令和七年九月二日前橋家庭裁判所にて被相続人亡、渡部 恵子とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年九月十八日
トランコム株式会社
代表取締役 神野 裕弘

定期承認公告